

議案第 2 4 号

亀山市個人情報保護条例及び亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

亀山市個人情報保護条例及び亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 9 年 2 月 2 4 日提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市個人情報保護条例及び亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市個人情報保護条例及び亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(亀山市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 亀山市個人情報保護条例(平成17年亀山市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第15条第4項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

(亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年亀山市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第9号」を「第10号」に改める。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。